

第6号議案

広域機関システムの開発に関する第三者評価委員会の設置及び委員の選定について

(案)

定款第41条第1項の規定に基づく委員会として、以下のとおり委員会を設置する。

1. 委員会の名称
「広域機関システムの開発に関する第三者評価委員会」とする。
2. 委員会への諮問事項
 - ・ 開発遅延の再発防止及び将来のシステム開発における信頼性確保を目的とした広域機関システムの開発に関する評価
3. 委員
別紙1のとおり（計3名）とする。
4. 委員への委嘱手続
 - ・ 委員への委嘱は別紙2により行う。
 - ・ 秘密保持、情報の目的外利用禁止に関する誓約書の提出依頼その他の委嘱に関する事務手続きは監査室長にて処理する。
5. 委員の任期等
 - ・ 委員の任期は平成28年10月25日より平成29年6月30日までとする。
なお、後任委員の選任が必要となったときは、理事会が選任する。
6. 委員会の運営
委員会規程による。
7. 本委員会の幹事部署
監査室とする。

以上

【添付資料】

別紙1：委員名簿

別紙2：委嘱状

電力広域的運営推進機関
広域機関システムの開発に関する第三者評価委員会
委員名簿

委員長

中村 英夫 工学博士 日本大学特任教授

(敬称略)

委員

大谷 禎男 弁護士 元東京高等裁判所部総括判事

喜入 博 KPMG コンサルティング株式会社 顧問

(敬称略・五十音順)

以 上